試験依頼/設備利用申込書

※太枠内をもれなくご記入下さい。設備利用の場合のみ（＊）のご記入は不要です。代表者は管理職以上の方として下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| お申込日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| お申込者 | 会社名 | 　　　　 | 部署名 | 　　　　 |
| 所在地 | 〒 | 代表者管理職者の記名・押印 | 役職：　　　　氏名：　　　　 |  |
| TEL |  | FAX |  |
| 担当者 |  | E-mail |  |
| 利用形態 | □設備利用（自主測定。お客様に設備賃貸し、弊社が操作支援等実施。試験報告書の発行不可。）□依頼試験（お客様が立会い、試験計画書に基づき、弊社が試験実施。試験報告書の発行可。） |
| 利用希望日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日（　　）　　　　～　　　　　年　　　　月　　　　日（　　） |
| 供試品の概要 | 品名 | ① |  | ③ |  |
| ② |  | ④ |  |
| シリアルNo.　（＊） | ① |  | ③ |  |
| ② |  | ④ |  |
| 部品番号（＊） | ① |  | ③ |  |
| ② |  | ④ |  |
| 消費電流 | （　　　　　　V　　　　　　A） |
| 供給電源 | □車載用バッテリ（容量：　Ah）　/□DC電源（　　V　　A）　/□その他（　　　　） |
| 寸法 | （W）　　　　×（D）　　　　　×（H）　　　　　　　　 | 重量 | 　　　　　ｋｇ |
| 用途 |  | モード数（＊） |  |
| 持込機器 | 周辺機器 |  |
| ハーネス |  |
| 測定器等 |  |
| 弊社への要望 | 測定器貸出要望[例：ｵｼﾛｽｺｰﾌﾟ、電流計等] ： |
| 搬入・搬出方法 | 搬入：□当日持参 /□事前送付（　　　月　　　日着）（運送業者：　　　　　　　　　）搬出：□当日引取 /□専用便にて引取（　　　月　　　日）　/□弊社送付（　　月　　日着、佐川急便）（保険　□要/□不要、保険金額：　　　　　　　円）※試験品等の搬入・搬出・処分等にかかる費用は、お客様負担とさせて頂きます。 |
| 適応規格 | □GM規格 /□トヨタ規格　/□認証規格　/□ISO・CISPR規格　/□その他（　　　　　　　　　　） |
| 試験項目 | ※試験規格を本欄にご記入下さい。　[GMの例]GMW3097(20\*\*) 放射ｲﾐｭﾆﾃｨ 3.4.2項  |
|  |
|  |
| テストプラン（＊） | □あり（テストプランNo.　　　　　　　　　GMの場合、承認されたテストプランが必要）　/□なし　/□作成中 |
| 試験報告書（＊） | □なし /□和文 /□英文 /□英文(認定機関ロゴ付) | 希望納期 | 試験完了後5日（　　月　　日） |
| データ提供媒体 | □PDF（□E-Mail /□CD-R）　/□紙　　※設備利用の場合測定データ、依頼試験の場合測定データ及び試験報告書 |
| ご来所者名 |  |  |  |  |  |
| 昼食 | □必要（　　　　　月　　　　　日分　　　　名）　　/□不要 |
| 備考（弊社への連絡事項等） |  |
| お支払条件 | 請求書発行の翌月末日までに、デンソーテン指定の銀行口座に現金で振り込むものとします。 | 利用料金見積書番号 | 　 円No. ） |
| 料金請求先 | □お申込者と同じ 　/□以下の請求先情報による。 |
| 請求先情報 | 会社名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 部署名 |  |
| TEL |  | FAX |  |
| 担当者 |  | E-mail |  |

注）試験報告書の希望納期は、試験完了日の翌日より5日以降（弊社営業日）に設定して下さい。

お申込み後、お客様のご都合により中止（延期含む）される場合、ｷｬﾝｾﾙ料金が発生します。（弊社営業日で、利用日の15日前より発生）

本申込書に基づく試験サービスのご利用条件は、別途弊社が定める「デンソーテンＥＭＣ試験サービス利用約款」によるものとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 弊社記載欄 | 受付日　　　　 | 承認 | 受付 |
| 年　　 　　月　　　　 日 |  |  |
| 試験室名 | 対応試験項目 | ご利用日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|

|  |
| --- |
| 試験報告納期（調整後） |
| 年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| 【判定ルール：　測定の不確かさをどのように考慮するかを記述した取り決め。】※判定（Pass / Fail）を行う場合記入が必要。 |
|  |

特記事項（打ち合わせ内容含む） |

**デンソーテンＥＭＣ試験サービス利用約款**

本約款は、株式会社デンソーテン（以下、「弊社」という）における各種試験サービス（以下、「本サービス」という）に適用するものとします。

**第１条（本サービス）**

1. 本サービスは以下の各号のいずれかとします。

 ①依頼試験

お客様の試験仕様に基づき弊社が試験を実施する　サービス。

 ②設備利用（自主測定）

 弊社EMCテストラボの設備等（以下、「施設等」という）を弊社がお客様に賃貸し、操作支援等を行うサービス。

2. 本サービスに関するお客様・弊社間の個々の利用契約　（以下、「利用契約」という）は、お客様が弊社に対し、弊社所定の「試験依頼/設備利用申込書」を提出し、弊社がこれを承諾したときに成立するものとします。

3. お客様と弊社で別段の合意がない限り、利用契約には、本約款の各条項が適用されるものとします。

4. お客様は、本サービスの利用期間の延長等、利用契約の内容変更を希望する場合には、事前に弊社の承諾を得るものとします。

**第２条（試験品等の提供）**

1. お客様は、本サービスの実施に必要な試料・機材・情報等（以下、「試験品等」という）を弊社に提供するものとします。

 ただし、弊社は、弊社所定の受入基準を逸脱すると判断した試験品等については、受領を拒否することができるものとします。

2. 弊社は、お客様より提供を受けた試験品等を本サービスの実施に必要な範囲においてのみ使用し、善良なる　　管理者の注意をもって使用または保管するものとします。

3. 弊社は、試験品等をお客様の要求に従って返却または　処分するものとします。

4. 施設等への試験品等の搬入・搬出・処分等にかかる費用は、お客様が負担するものとします。

**第３条（本サービスの実施）**

1. 弊社は、利用契約および本約款に従い、本サービスを　　実施します。

なお、弊社は、お客様の事前の書面による了解を得た　　うえで、本サービスの全部または一部を第三者（以下、　　　「委託先」という）に委託することができるものと　　　します。

2. お客様および弊社は、本サービスを円滑に実施するため、必要に応じて本サービスの内容の確認・理解等を目的　とした打合せを行うものとします。

**第４条（利用料金・支払条件）**

1. 本サービスの利用料金は、別途弊社が定める料金表に　基づき算出するものとします。

2. 利用契約成立後に、お客様の都合で、本サービスが中止（延期含む）となった場合には、お客様は、前項の料金表に基づくキャンセル料金を支払うものとします。

3. お客様は、本サービスの利用料金またはキャンセル料金を、弊社請求書発行の翌月末日までに弊社指定の銀行口座に振込むものとします。

**第５条　（弊社諸規則等の遵守）**

1. お客様は、本サービスに関連して施設等に立ち入る場合には、弊社の諸規則および弊社職員の指示を遵守する　ものとします。また、委託先の施設に立ち入る場合には、委託先の諸規則および委託先職員の指示を遵守するものとします。

2. お客様は、利用契約で弊社があらかじめ承諾した利用　目的以外で施設等を利用しないものとします。

**第６条（保証）**

1. 弊社は、お客様に対し、施設等が正常な性能を有して　　いることを保証します。

2. 本サービスが依頼試験の場合には、弊社は、お客様に　　対し、試験結果に契約不適合がないことを、試験報告書の提出後1年間、保証します。弊社は、試験報告書の提出後1年以内に試験結果に契約不適合が発見された場合には、無償で当該契約不適合を修正するものとします。

3. 弊社からお客様への保証は、前2項に限られるものとし､その他の保証はしないものとします。

**第７条　（秘密保持）**

1. お客様および弊社は、本サービスに関連して知り得た　相手方（第３条第１項に基づく委託先を含む）の営業上、技術上、その他の秘密（以下、「秘密情報」という）を、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示･漏洩しないものとします。

なお、本条に基づく義務は、本サービス終了後も有効に継続するものとします。

2. 弊社は、本サービスの実施に限定して、お客様から開示を受けた秘密情報を使用することができるものとします。

 また、本サービスの実施のために合理的に必要な範囲で、お客様の秘密情報を複製できるものとします。

3. 弊社は、本サービス実施後、お客様の秘密情報を返却　　または10年間保持し廃却するものとします。

**第８条（損害賠償）**

1. お客様または弊社は、相手方が利用契約または本約款に違反したことにより、損害を被った場合には、相手方に対し、当該損害を賠償するものとします。

ただし、本項に基づく弊社の損害賠償責任はお客様との利用契約における本サービスの利用料金の範囲に　　　限られるものとし、逸失利益等の特別の事情で生じた　お客様の損害については、弊社は責任を負わないものとします。

2. お客様の責に帰すべき事由により、施設等または委託先の施設が故障・破損・紛失・滅失等した場合には、　　　　お客様は弊社または委託先に直接その損害を賠償する　ものとします。

**第９条（契約解除）**

1. お客様および弊社は、相手方が以下のいずれかの事由に該当した場合は、直ちに利用契約を解除することが　　できるものとします。

①利用契約または本約款に違反し、相手方の催告にもかかわらず、なおこれを改めないとき

②手形不渡り、差押等の強制執行、清算開始、破産・民事再生・会社更生の申立等の理由により、利用　　契約または利用約款に基づく債務の履行が困難に　なったとき、またはそのおそれのあるとき

2. お客様および弊社は、いずれの責に帰さない、利用契約を継続しがたい特別の事情が発生した場合は、お客様・弊社の合意により利用契約を解除することができるものとします。

**第１０条（権利義務の譲渡禁止）**

お客様および弊社は、利用契約および利用契約に関連して発生する一切の権利・義務を第三者に譲渡または担保の目的に供し　ないものとします。

**第１１条（約款の変更）**

弊社は、弊社の判断において、本約款を予告なく変更することができるものとします。

**第１２条（反社会的勢力の排除）**

1. お客様および弊社は、本契約締結時において、自身が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、およびその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者（派遣元が自然人である場

合は、自身）が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを

約します。

2. お客様および弊社は、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないことを約します。

(1) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる

行為

(2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、

または信用を毀損する行為

3. お客様または弊社は、相手方に第1項の規定に反する事実があった場合、または相手方が第2項の規定に違反した行為を行った場合、相手方に対してなんら催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

4. 前項の規定により解除権を行使した当事者は、当該解除により自己が被った損害について相手方に求償することができ、かつ、本契約を解除したことによって相手方が損害を被った場合であっても、当該損害を賠償する責を負わないものとします。

**第１３条（協議）**

お客様および弊社は、利用契約もしくは本約款に定めのない事項、または利用契約もしくは本約款の各条項の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

■キャンセル料金の発生について

キャンセル・延期のお申し出があった日から、依頼試験の実施予定日または、設備のご利用予定日までの日数により、キャンセル料が発生します。（依頼試験の実施日数または設備のご利用日数が連続した複数日にわたる場合はその初日が起算日となります。）

ご予約いただきました内容の見積料金（試験報告書料金および加算料金除く）に下表記載の料率を乗じたキャンセル料を請求させて頂きます。

|  |  |
| --- | --- |
| お申し出日からの日数（弊社営業日で計算） | キャンセル料金料率 |
| 当日～1日前 | 100％ |
| 2日前 | 70％ |
| 3日前～5日前 | 50％ |
| 6日前～10日前 | 30％ |
| 11日前～15日前 | 10％ |
| 16日以上前 | 0％ |